

西伯町・会見町合併協議会 第12回会議

日時：平成15年9月30日（火）13:30～17:00

場所：西伯町役場2階 会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 協議事項

- (1) 人権・同和対策業務について
- (2) 人権・同和教育業務について
- (3) 公民館業務について
- (4) 下水道業務について
- (5) 消防・防災事務の取り扱いについて

5 提案事項

- (1) 教育部会 文化振興業務について
- (2) 教育部会 社会教育業務について

6 報告事項

- (1) まちづくり委員会での話し合い概要について
- (2) 新町の名称の候補に関する参考事項について
- (3) 住民アンケートについて

7 今後の協議会開催日程について

- ・第13回会議 日時：平成15年10月9日(木)13:30~17:00
場所：とっとり花回廊 フラワードーム内研修室
- ・第14回会議 日時：平成15年10月28日(火)13:30~17:00
場所：西伯町役場 会議室

8 その他

(1) 視察受け入れ

- ・広島県沼隈町議会 10月2日(木)午後1時30分~
西伯町健康管理センター(すこやか)
- ・北海道苫前郡羽幌町議会 10月21日(火) 午前9時30分~11時30分
会見町役場会議室

(2) 会議等の案内

- ・パネルディスカッション「地域の自立への挑戦」 主催：鳥取県
10月11日(土)午後2時~5時まで 鳥取市「ホテルニューオータニ鳥取」
- ・「合併まちづくりシンポジウム」主催：岸本町・溝口町合併協議会
10月16日(木)午後6時30分~9時まで 岸本町農村環境改善センター

9 副会長あいさつ

10 閉会

議案 第1号

人権・同和対策業務の取り扱いについて

新町における人権・同和対策業務の取り扱いについては、平成15年9月9日開催の西伯町・会見町合併協議会第11回会議提案事項第1号のとおりとする。

平成15年9月30日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

議案 第2号

人権・同和教育業務の取り扱いについて

新町における人権・同和教育業務の取り扱いについては、平成15年9月9日開催の西伯町・会見町合併協議会第11回会議提案事項第2号のとおりとする。

ただし、同和教育等推進員については、次頁のとおりとする。

平成15年9月30日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

2 町村の施策の調整方針について (住民福祉部会 人権・同和教育業務)

項目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
同和教育等推進員	人権・同和教育地区推進委員 ・83人 ・同和対策推進協議会長が委嘱 ・任期2年(H17.6.30まで) ・事業内容 推進協議会活動、各種研修会への参加 ・報償費 同和问题小地域懇談会 1,000円/回(予定)	同和教育推進委員 ・41人(地区委員32、運営委員9) ・町長が委嘱 ・任期2年(H17.3.31まで) ・事業内容 推進協議会活動、各種研修会への参加 ・報償費 同和问题小地域懇談会 2,000円/回	・名称が違う ・任命権者が違う。 ・報償費が違う。	・西伯町の例による。 ・会見町の例による。 ・新町で調整する。
(担当課)	教育委員会	人権施策課		
(根拠法令)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 西伯町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例 西伯町人権、同和教育地区推進委員設置要綱	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 会見町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例 会見町同和教育推進委員設置要綱 会見町同和教育推進委員協議会規約		

議案 第3号

公民館業務の取り扱いについて

新町における公民館業務の取り扱いについては、平成15年9月9日開催の西伯町・会見町合併協議会第11回会議提案事項第3号のとおりとする。

ただし、別表 西伯町地区公民館の現状のうち、東西町地区公民館及び天津地区公民館主事報酬について、4,509千円を東西町地区公民館は2,201千円、天津地区公民館は2,723千円に訂正する。

平成15年9月30日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

別表 西伯町地区公民館の現状

	東西町	天津	大国	法勝寺	上長田	東長田
面積	集会室・和室・調理室 (363㎡)	交流室・調理実習室・研修室(和室)・体育館・グラウンド・ゲートボール場 (17,784㎡)	交流室・調理実習室・研修室(和室)2室(2,400㎡)	大集会室・会議室・調理室・和室2室(1,152.45㎡)	集会室・和室・調理室 (126㎡)	集会室・和室・調理室 (104㎡)
職員配置	館長(非常勤) 1名 主事(非常勤) 1名	館長(非常勤) 1名 主事(嘱託) 1名	館長(非常勤) 1名 主事(非常勤) 1名	館長(非常勤) 1名 主事(非常勤) 1名	館長(非常勤) 1名 主事(非常勤) 1名	館長(非常勤) 1名 主事(非常勤) 1名
報酬	館長 30,000円/年 主事 2,201千円/年	館長 30,000円/年 主事 2,723千円/年	館長 30,000円/年 主事 135,200円/年	館長 30,000円/年 主事 135,200円/年	館長 30,000円/年 主事 135,200円/年	館長 30,000円/年 主事 135,200円/年
休館日	なし	月曜日・祝日	月曜日・祝日・年末年始	月曜日・祝日・年末年始	なし	なし
利用時間	8:30～21:00	9:00～22:00	9:00～22:00	8:30～22:00	規程なし	9:00～22:00
夜間・休日体制	主事が対応	主事が対応	警備員	原則として中央公民館の開館時間に合わせて使用するが、閉館時には主事が責任をもって対応	館長・主事が対応	主事が対応
使用料	大集会室 8:30～12:00 1,050円 12:00～17:00 1,050円 17:00～21:00 2,100円 全日 3,150円 その他の室 8:30～12:00 520円 12:00～17:00 520円 17:00～21:00 1,050円 全日 1,570円 * 公共的使用, 地域社会の発展のための使用については無料	会議室 9:00～17:00 1,570円 17:00～22:00 2,100円 冷暖房料 210円/時間 体育館 9:00～17:00 310円/時間 冷暖房料 210円/時間 17:00～22:00 520円/時間 * 公共的使用, 地域社会の発展のための使用については無料	会議室 9:00～17:00 3,150円 17:00～22:00 3,670円 冷暖房料 520円/時間	時間 大会議室 小会議室 9:00～12:00 970 430 13:00～17:00 1,250 620 18:00～22:00 1,670 830 9:00～18:00 2,300 1,150 13:00～22:00 3,150 1,570 9:00～22:00 4,200 2,100 冷暖房装置 1回につき520円に1時間(1時間未満の端数は、1時間とする。)につき200円を加算した額	会議室 9:00～17:00 1,570円 17:00～22:00 2,100円	大会議室 1回 520円 小会議室 1回 310円 青少年の場合は無料
地区協議会委員	8名	11名	10名	15名	8名	8名

議案 第4号

下水道業務の取り扱いについて

新町における下水道業務の取り扱いについては、平成15年9月9日開催の西伯町・会見町合併協議会第11回会議提案事項第4号のとおりとする。

平成15年9月30日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

議案 第5号

消防・防災事務の取り扱いについて（継続協議）

新町における消防・防災事務のうち、消防団（役場班）の報酬及び防犯灯の取り扱いについては、次頁のとおりとする。

平成 15 年 9 月 30 日

西伯町・会見町合併協議会
会 長 坂 本 昭 文

2 町の施策の調整方針について (総務企画部会 消防の取扱い)

項目	現況		課題	調整方針																																																					
	西伯町	会見町																																																							
2.報酬・費用弁償	報酬、費用弁償		<ul style="list-style-type: none"> ・ 役場班の報酬なし(西伯町は出動手当のみ) ・ 会見町では各分団に機関員が4名ずつ配置され、報酬が支給されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役場班の報酬については、西伯町の例による。 ・ 報酬全般については、西伯町の例による。 																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>支給区分</th> <th>報酬額</th> <th>出張旅費</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額</td> <td>116,300円</td> <td rowspan="8">一般職員 の例</td> <td rowspan="8">役場班(本部分団2部)の報酬は支給していない</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>年額</td> <td>73,300円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>年額</td> <td>65,400円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>年額</td> <td>41,700円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>年額</td> <td>36,700円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>年額</td> <td>34,900円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>年額</td> <td>31,600円</td> </tr> </tbody> </table>	階級			支給区分	報酬額	出張旅費	摘要	団長	年額	116,300円	一般職員 の例	役場班(本部分団2部)の報酬は支給していない	副団長	年額	73,300円	分団長	年額	65,400円	副分団長	年額	41,700円	部長	年額	36,700円	班長	年額	34,900円	団員	年額	31,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>支給区分</th> <th>報酬額</th> <th>出張旅費</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額</td> <td>111,800円</td> <td rowspan="8">一般職員 の例</td> <td rowspan="8">機関員には、年額は、年額の機関員報酬を別に加算(1分団4名)</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>年額</td> <td>70,500円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>年額</td> <td>49,900円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>年額</td> <td>33,600円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>年額</td> <td>31,500円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>年額</td> <td>30,400円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	支給区分	報酬額	出張旅費	摘要	団長	年額	111,800円	一般職員 の例	機関員には、年額は、年額の機関員報酬を別に加算(1分団4名)	副団長	年額	70,500円	分団長	年額	49,900円	副分団長	年額	33,600円	班長	年額	31,500円	団員	年額	30,400円
	階級	支給区分			報酬額	出張旅費	摘要																																																		
団長	年額	116,300円	一般職員 の例	役場班(本部分団2部)の報酬は支給していない																																																					
副団長	年額	73,300円																																																							
分団長	年額	65,400円																																																							
副分団長	年額	41,700円																																																							
部長	年額	36,700円																																																							
班長	年額	34,900円																																																							
団員	年額	31,600円																																																							
階級	支給区分	報酬額			出張旅費	摘要																																																			
団長	年額	111,800円	一般職員 の例	機関員には、年額は、年額の機関員報酬を別に加算(1分団4名)																																																					
副団長	年額	70,500円																																																							
分団長	年額	49,900円																																																							
副分団長	年額	33,600円																																																							
班長	年額	31,500円																																																							
団員	年額	30,400円																																																							
(担当課)	総務課(桑名)	総務課(岩田典)																																																							
(根拠法令)	西伯町消防団条例、西伯町消防団規則	会見町消防団条例																																																							
防犯灯 集落内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置数 435本 ・ 設置者 町 ・ 電気代 集落負担(維持管理を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置数 456本 ・ 設置者 各集落 ・ 電気代 設置者負担 ・ 防犯灯設置補助 <ul style="list-style-type: none"> 維持 600円 改良 4,800円 新規 6,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16年度においては、各町の例による。 ・ 17年度以降は、下記のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落内の新設、改良については、会見町の例による。 ・ 維持は、西伯町の例による。 																																																						

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
集落間 (担当課) (根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> ・町管理数 78本(集落間に設置) ・設置者 西伯町 ・電気代(維持費含む) 西伯町 ・防犯灯設置は、予算の範囲内で町が行う (集落の内外を問わず) 	該当なし		<ul style="list-style-type: none"> ・集落間の扱いについては、西伯町の例による。
	町民生活課(亀尾)	総務課(岩田)		

防犯灯の調整方針にかかる財政負担について

設置及び維持管理の方法

(1) 集落内 (新設および更新は、会見町の例による。維持管理は、西伯町の例による。)

	現況		調整方針	増減額
	西伯町	会見町		
新設	町設置 (15年度予算額) 8箇所 × @65,500円 = 524,000円	集落設置 (15年度予算額) 5箇所 × @6,000円 = 30,000円	集落管理 13箇所 × @6,000円 = 78,000円	476,000円
改良	(15年度予算額) 該当なし	集落設置 (15年度予算額) 7本 × @4,800円 = 33,600円	集落管理 (891本を20年で更新) 891本 / 20年 = 45本 × @4,800円 = 216,000円	182,400円
維持	集落管理 (435本) 0円	集落管理 (15年度予算額) 456本 × @600円 = 273,600円	集落管理 891本 × 0円 = 0円	273,600円
差引額				20,000円

(2) 集落間 (西伯町の例による)

	現況		調整方針	増減額
	西伯町	会見町		
新設	町設置 (15年度予算額) 2箇所 × @224,500円 = 449,000円 (単独柱)	該当なし	町設置 1箇所あたり 単独柱 @224,500円 電柱共架 @18,900円	
改良	町設置 (78本を20年、電柱共架を更新想定) 78本 / 20年 = 4本 × @18,900円 = 75,600円	該当なし	町設置 @18,900円	
維持	町管理 (40w電灯の場合) 78本 × @235円 × 12月 = 219,960円	該当なし	町管理 (40w電灯の場合) 1箇所あたり @235円 × 12月 = 2,820円	

提案事項 第1号

文化振興業務の取り扱いについて

新町における文化振興業務の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成15年9月30日 提案

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

提案事項 第2号

社会教育業務の取り扱いについて

新町における社会教育業務の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成15年9月30日 提案

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

報告事項 第1号

まちづくり委員会での話し合いの概要について

第5回（住民福祉部会以外の部会、教育部会は第6回を含む）まちづくり委員会の開催概要は、以下のとおりである。

平成15年9月30日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

1 住民福祉部会以外の部会の開催概要

部会名	回数	開催日時	場所	参加委員数
教育	第6回	9月10日（水）19時30分～21時30分	西伯町役場	10人
建設水道	第5回	同上	プラザ西伯	13人
産業経済	第5回	同上	同上	3人
総務企画	第5回	9月9日（火）19時30分～21時30分	会見町総合福祉センター	11人

新町の名称の候補に関する参考事項について

新町の名称の第2次候補に関して事務局に寄せられた意見は、以下のとおりである。

平成15年9月30日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

第2次候補に対して寄せられた意見

合併新町名に19の候補名を伺いました。小生は昭和4年生まれです。新町名は南部町ナンブチョウになったら良いなあと思っています。小生達は小学校5,6年生から法勝寺高等小学校時代には上長田、東長田、法勝寺、大国、天津、手間、賀野の7か村を総称して南部7か村と言い、学校行事の共同開催が盛んに催されました。小生達年輩者には南部の名称には格別の思い入れが有ります。現在でも公的機関でも南部ナンブの表示が用いられています。事務局におかれても是非町名を南部町ナンブチョウとなるようご努力いただければ幸甚です。

【西伯町男性、書簡：挨拶部分省略、事務局において常用漢字表記とした。】

(候補番号3「会西町」に対して)

逆の方が言い安いのでは【住所等記載なし、ファックス】

件名：なんで！！

候補を見るとかなり会見町寄りの町名が多いと感じます。

西伯町と会見町が合併してできる町なのですから、どちらかに偏っている町名はどうかと思います。

町民一人一人がそれぞれの願いを込めた町名の中から候補を絞って行っているのなら、もっと町民の気持ちを考えて慎重にやってほしいと思います。

【住所の記載なし、電子メール：原文のまま】

歴史のうえからも、会見(あいみ)名は、是非残していただきますようお願いします。

字づらだけの意味のない名は良くないと思います。

会見郷、会見、あいみの中で検討お願いします。【会見町、書簡】

参考 第1次候補に対して寄せられた意見(報告済み：斜体は第2次候補に対する意見を含む)

我が家で相談した結果・・・新町の名称は「美郷町(みさとちょう)」がいいと思います。何故ならば、春には桜が美しく、夏は清らかな法勝寺川が流れ、実りの秋には、梨、柿、米が美味しく、冬は薄っすらと雪景色が楽しめる。そんな四季折々の情緒に溢れる我が町に相応しい名前だと思うからです。

【住所等の記載なし、電子メール：原文のまま】

新町の名称候補にたいしての意見です。

(この名前がいい)

美味町...両町の桜、花回廊のイメージがあり、華やかに感じる。とてもきれいな名前前で、新町の名にふさわしい。

愛彩町...愛はとても良い。彩りは、両町の桜、花回廊等の花の華やかなイメージ。新鮮で期待感があり、新町の名にふさわしい。

(こういう名前はよくない)

さいあい町、あいさい町...ひらがなの名前は、はやりだが、ただそれだけなので、どうかと思う。

西会町...ただ単に両町の名の一部を組み合わせた名前は、新しさを感じず、期待感もない。新町の名にふさわしくない。

伯耆町...どこもかしこも新市・新町の候補にあげている。範囲が広すぎ、新町の名にふさわしくない。

【住所等の記載なし、電子メール：原文のまま】

1 新町名に「美郷町」を推薦いたします。

町名は簡単な字が良いとする場合は「美里町」とする。

2 理由

西伯町・会見町の両町は、美味・美景そして美しき歴史に彩られた緑深き山里の町である。

1) 美味

いちじく・色々な山菜料理と富有柿・二十世紀梨・手打ちそばなど活力の町である。

2) 美景

季節毎に自然の花々が咲く緑深き山と谷、母塚山・越敷山・殿山からの大山遠景そして城山・川土手を埋め尽くす満開の桜巨木など潤いの町である。

3) 美しき歴史

両町は、県下最大級の殿山墳をはじめ県下有数の古墳数を誇り、古事記神話などには、手間山・清水川・天宮山などが記されている。

歴史の詳細は省略するが、ごく近世の小松谷舞り・法勝寺歌舞伎・一式飾り・板祐生資料なども大切に継承されている成長の町である。

類似町名の添付資料：略【会見町・男性、書簡】

次の名前を希望

あいさい町、さいあい町、さいかい町、西見町、伯南町 【まちづくり委員、電話】

あいさい町、愛彩町を提案したが、その理由を再度述べる。

なお、理由なく命名することは自分には理解できない。

旧7ヶ村が歴史・文化・神話にあふれた2町である。

要害山の赤猪岩神社（会見町）と清水川の小池の水で大国主命のやけどが直った（西伯町）という神話があり、法勝寺中学校の校歌で一番に要害山に迎えられと歌われているように2町の色々な面で理由があるが、自分としては大人数が納得のいく名前を付けて欲しい。

【西伯町・男性、葉書、一部事務局で解釈】

会西町または西会町がよい。【西伯町・男性、電話】

南部町（なんぶちょう）がよい。【会見町・男性、口頭】

兵庫県にすんでいる会見町出身者です。土地の名前は昔からいわれのある名前がつけられております。あちこちで「ひらがな」を名前にするところが出ていますが、ひらがなだけはつけないよう御願いたします。後世に憂いを残さないで下さい。

【兵庫県在住の会見町出身者、電子メール：原文のまま】

新町の第一候補がでたようですがなぜ一部の人間で決めてしまうのでしょうか？？？
両町民による投票が一番シンプルかつ公平なやり方ではないのでしょうか？？？
協議会のやり方を見ているとずいぶんかきつけてしまうような事が多々あります！！

【電子メール：原文のまま】

(参考)

新町の名称の決定方法

1 候補の選定について

名称の候補は、次の通り選定する。

(1) 第1次選定

候補数・・・おおむね40(1)とする。(推薦の結果により変動する。)

時期・・・第7回協議会(7月3日(木))での結果を確認する。

選定方法

ア 募集基準に合わないものは除外する。

イ 応募人数の多いもの上位20位までは、候補として選定する。

ウ イで選定したものを除く候補の中から、各委員(鳥取県職員である者を除く。以下同じ。)が推薦するもの5つまでを全て候補として選定する。

なお、推薦は5候補連記式・無記名の書面により行う。

おって、推薦書は、6月25日(水)までに合併協議会事務局へ送致し、その結果を第7回協議会において事務局から報告する。

(2) 第2次選定

候補数・・・おおむね20とする。

時期・・・8月開催予定の協議会(2)

選定方法

ア 各委員から、候補に対する意見及び町民等からの意見聴取の結果を報告する。

イ 事務局から、事務局に寄せられた意見の状況を報告する。

ウ ア及びイを参考として、各委員が2候補連記方式・無記名による投票を行う。

エ ウの投票により上位20位までを候補として選定する。

オ エにより選定された候補数が20に達しないときは、単記方式・無記名の投票を行い、候補数が20に達するまで上位から選定する。

(3) 第3次選定

候補数・・・5とする。

時期・・・10月開催予定の協議会

選定方法

ア 第2次選定によって選定された候補について、両町民を対象とするアンケートを実施する。

イ 各委員から、それぞれの意見聴取の結果を報告する。

ウ ア及びイを参考として、各委員が単記方式・無記名による投票を行う。

エ ウの投票により上位5位までを候補として選定する。

2 名称の決定

時期・・・12月開催予定の協議会

決定方法

第3次選定によって選定された候補について、協議会で協議の上決定する。

3 留意事項

(1) 応募者の氏名等の非公開

名称が決定されるまでの間、応募者の氏名、住所等応募者に関する個人情報は一切公開しないこととする。

(2) 審議等を非公開とできること及びその手続きの確認

名称の決定に関わる一連の手続きは、西伯町・会見町合併協議会会議運営規程第2条ただし書きの規定により、非公開とすることができるものである。

4 名称の候補に対する意見聴取等

(1) 委員の役割

各委員は、選定された名称の候補につき、任意に町民等の意見を聴き、その結果を協議会において報告するものとする。

(2) 事務局の役割

事務局は、名称の候補を両町民に広報するとともに、意見等が寄せられた際は、その内容を協議会において報告するものとする。

(1) 応募者数で23点、推薦で38点、合計で61点となった。

(2) 8月27日(金)開催の第10回協議会で投票した結果、19点となった。

報告事項 第3号

住民アンケートの実施について

新町名候補への意見及び合併後の新町のあるべき姿について、両町住民を対象とする住民アンケートを別紙のとおり、実施したので報告する。

平成15年9月30日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文